

### 議事要旨(3)-1 企業結合専門委員会における検討状況について

逆瀬副委員長（専門委員長）及び秋葉主席研究員より、「コメントの募集(案)」、「連結財務諸表に関する会計基準(案)」及び「持分法に関する会計基準(案)」に基づき、専門委員会で検討している文案について説明が行われた。なお、逆瀬副委員長より、次回の企業会計基準委員会において、これらの公開草案の公表について議決を予定している旨の説明があった。説明に対する委員等からの主な質問や意見と、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

#### （少数株主損益調整前当期純利益の開示について）

- ・ 「連結財務諸表に関する会計基準(案)」では、純損益計算の区分の表示方法として、税金等調整前当期純利益に法人税等を加減して、少数株主損益調整前当期純利益を表示することを求めているが、この小計を入れる根拠は何か。
- ・ 少数株主損益調整前当期純利益を表示することは、実効税率をみるのに便利であり、また当該指標は、欧米企業との開示格差を縮小する上でも有用である。さらに、我が国の場合には上場子会社等に少数株主が多く存在する場合があるので、この観点からも当該開示は意味をもつと考えている。
- ・ 少数株主損益調整前当期純利益の表示を求めることには賛成であるが、当該改正は、企業結合会計基準等の一連の改正に伴うものではないため、改正理由を結論の背景に記載すべきである。

これらの点につき、事務局側からは、少数株主損益調整前当期純利益は小計として開示するのみであるが、結論の背景に記載することについては検討したい旨の回答がなされた。

#### （段階取得の会計処理について）

- ・ 「連結財務諸表に関する会計基準(案)」では、段階取得における被取得企業の取得原価は、原則として取得時点における取得の対価（支払対価）となる財の時価で算定するものとされ、当該支配を獲得するに至った個々の取引ごとに原価との差額は、当期の損益として処理されることになるとしている。これは、支配を獲得したことによって過去に取得していた投資の実態又は本質が大きく変わったと捉えていることによるとされているが、この考え方を貫くと、支配を喪失した場合にも同様のことがいえると思われる。例えば、「子会社株式の売却等により被投資会社が子会社及び関連会社に該当しなくなった場合には、連結貸借対照表上、残存する当該被投資会社に対する投資は、個別貸借対照表上の帳簿価額をもって評価する」も、併せて見直す必要があるのではないか。
- ・ その場合の「個別貸借対照表上の帳簿価額」とは、時価ではなく取得原価を指すことではないか。
- ・ 今回の段階取得における会計処理からは、関連会社株式から子会社株式となるものは除かれているが、「東京合意」との関係では、2011年6月までには、IFRSとの重要な差異はな

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

くなるという理解でよいか。

事務局側からは、支配を喪失するケースには、売却の場合のみならず企業結合や事業分離による場合等があり、すべてを整理するためには相当の検討時間を要することから、今回の検討対象からは外しているが、次のステップにおいて引き続き検討する予定であるとの回答がなされた。また、子会社株式の売却等の取扱いは従来の会計処理どおりであり、個別貸借対照表上の帳簿価額とは、時価ではなく、個別貸借対照表における売却等の直前の帳簿価額を意味しているとの回答がなされた。

以 上